

ICT活用工事（河川浚渫）積算要領

1. 適用範囲

本資料は、以下に示すICTによる浚渫工（バックホウ浚渫船）（以下、バックホウ浚渫船（ICT））に適用する。また、適用する土質は、粘性土、砂質土及び砂、レキ質土等とする。

積算にあたっては、土木工事標準積算基準書（以下、「積算基準」）により行うこととする。

（1）バックホウ浚渫船（ICT）の適用範囲

バックホウ浚渫船（ICT）は、スパッド付台船等に搭載されたバックホウ（ICT）にて、河床等の土砂を掘削し、土運船等にて土砂の運搬を行う。

2. 機械経費

2-1 機械経費

バックホウ浚渫船（ICT）の積算で使用するICT建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。

なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」によるものとする。

①バックホウ浚渫船（ICT）

ICT建設機械名	規格	機械経費	備考
バックホウ浚渫船	D 1. 0 m ³	損料にて計上	ICT建設機械経費加算額は別途計上
	D 2. 0 m ³		

2-2 ICT建設機械経費加算額

ICT建設機械経費損料加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1機械経費で示すICT建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

（1）バックホウ浚渫船（ICT）

対象建設機械：バックホウ浚渫船

損料加算額：41,000円/日

2-3 その他

ICT建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。

2-3-1 保守点検

ICT建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。

$$\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役(円)} \times 0.05(\text{人/日}) \times \text{浚渫作業日数} ※$$

※浚渫作業日数は、ICT施工による数量とする。

2-3-2 システム初期費

ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。

(1) 対象機械：バックホウ

1,200,000 円/式

3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

(1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

・共通仮設費率補正係数 : 1.2

・現場管理費率補正係数 : 1.1

※小数点第3位四捨五入2位止め

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)及び2)とし、ICT活用工事(河川浚渫)実施要領に示されたICT建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理及びその他の3次元計測技術(「1)に類似する」技術以外)を用いた出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

1) 音響測深機器を用いた出来形管理

2) 上記1)に類似する、その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

(2) 費用計上にあたっての留意事項

1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が(1)で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。

2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

5. 土木工事標準積算基準書に対する補正

5-1 浚渫能力の補正

積算基準の「4. 浚渫船の運転、4-1 浚渫能力(単位時間当り浚渫量)」の記述により算出されるQ(バックホウ浚渫船1時間当たり浚渫量)については、これに**1.05**を乗じる。

(小数第2位止め、四捨五入)

※変更積算においては実際にICT施工による数量についてのみ補正するものとする。

$$Q = 4.5 \cdot q \times \alpha \times E \times \beta$$

Q : バックホウ浚渫船1時間当り浚渫量 (m³/h)

q : バックホウバケット容積 (m³)

α : 土質係数

E : 作業係数

β : 補正率 (1.05)

5-2 単価表の補正

積算基準の「7. 単価表(5) 機械運転単価表のバックホウ浚渫船」にて、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ICT建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。

名称	規格	単位	数量	適用
ICT建設機械経費加算額		供用日	1.53	賃料

現 行	改 定																		
<p>別紙-2.2</p> <p>ICT活用工事（河川浚渫）積算要領</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、以下に示すICTによる浚渫工（バックホウ浚渫船）（以下、バックホウ浚渫船（ICT））に適用する。 積算にあたっては、土木工事標準積算基準書（以下、「積算基準」）により行うこととする。 ・バックホウ浚渫船</p> <p>2. 機械経費 2-1 機械経費 バックホウ浚渫船（ICT）の種算で使用するICT建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。 なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」によるものとする。 ①バックホウ浚渫船（ICT）</p> <table border="1" data-bbox="718 1187 845 1971"> <thead> <tr> <th>ICT建設機械名</th> <th>規格</th> <th>機械経費</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">バックホウ浚渫船</td> <td>D1. 0m3</td> <td rowspan="2">損料にて計上</td> <td rowspan="2">ICT建設機械経費加算額は別途計上</td> </tr> <tr> <td>D2. 0m3</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-2 ICT建設機械経費加算額 ICT建設機械経費損料加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1機械経費で示すICT建設機械に適用する。 なお、加算額は、以下のとおりとする。 (1) バックホウ浚渫船（ICT） 対象建設機械：バックホウ浚渫船 損料加算額：41,000円/日</p> <p>2-3 その他 ICT建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。 2-3-1 保守点検 ICT建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。 保守点検費 = 土木一般世話役(円) × 0.05(人/日) × 浚渫作業日数※ ※浚渫作業日数(は、ICT施工による数量とする。 2-3-2 システム初期費 ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。 (1) 対象機械：バックホウ 1,200,000円/式</p>	ICT建設機械名	規格	機械経費	備考	バックホウ浚渫船	D1. 0m3	損料にて計上	ICT建設機械経費加算額は別途計上	D2. 0m3	<p>別紙-2.3</p> <p>ICT活用工事（河川浚渫）積算要領</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、以下に示すICTによる浚渫工（バックホウ浚渫船）（以下、バックホウ浚渫船（ICT））に適用する。また、適用する土質は、粘性土、砂質土及び砂、レキ質土等とする。 積算にあたっては、土木工事標準積算基準書（以下、「積算基準」）により行うこととする。 (1) バックホウ浚渫船（ICT）の適用範囲 バックホウ浚渫船（ICT）は、スパッド付台船等に搭載されたバックホウ（ICT）にて、河床等の土砂を掘削し、土運船等にて土砂の運搬を行う。 バックホウ浚渫船</p> <p>2. 機械経費 2-1 機械経費 バックホウ浚渫船（ICT）の種算で使用するICT建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。 なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」によるものとする。 ①バックホウ浚渫船（ICT）</p> <table border="1" data-bbox="718 268 845 1052"> <thead> <tr> <th>ICT建設機械名</th> <th>規格</th> <th>機械経費</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">バックホウ浚渫船</td> <td>D1. 0m3</td> <td rowspan="2">損料にて計上</td> <td rowspan="2">ICT建設機械経費加算額は別途計上</td> </tr> <tr> <td>D2. 0m3</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-2 ICT建設機械経費加算額 ICT建設機械経費損料加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1機械経費で示すICT建設機械に適用する。 なお、加算額は、以下のとおりとする。 (1) バックホウ浚渫船（ICT） 対象建設機械：バックホウ浚渫船 損料加算額：41,000円/日</p> <p>2-3 その他 ICT建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。 2-3-1 保守点検 ICT建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。 保守点検費 = 土木一般世話役(円) × 0.05(人/日) × 浚渫作業日数※ ※浚渫作業日数(は、ICT施工による数量とする。 2-3-2 システム初期費 ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。 (1) 対象機械：バックホウ 1,200,000円/式</p>	ICT建設機械名	規格	機械経費	備考	バックホウ浚渫船	D1. 0m3	損料にて計上	ICT建設機械経費加算額は別途計上	D2. 0m3
ICT建設機械名	規格	機械経費	備考																
バックホウ浚渫船	D1. 0m3	損料にて計上	ICT建設機械経費加算額は別途計上																
	D2. 0m3																		
ICT建設機械名	規格	機械経費	備考																
バックホウ浚渫船	D1. 0m3	損料にて計上	ICT建設機械経費加算額は別途計上																
	D2. 0m3																		

改定

現行

<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 (1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。 ・共通仮設費率補正係数 : 1.2 ・現場管理費率補正係数 : 1.1 ※小数点第3位四捨五入2位止め 上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)及び2)とし、ICT活用工事(河川浚渫)実施要領に示されたICT建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理及びその他の3次元計測技術(1)に類似する」技術(以外)を用いた出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。</p> <p>1) 音響測深機器を用いた出来形管理 2) 上記1)に類似する、その他の3次元計測技術を用いた出来形管理 (2) 費用計上にあたっての留意事項 1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が(1)で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。 2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。</p> <p>5. 土木工事標準積算基準書に対する補正 5-1 浚渫能力の補正 積算基準の「4. 浚渫船の運転、4-1 浚渫能力(単位時間当たり浚渫量)」の記述により算出されるQ(バックホウ浚渫船1時間当たり浚渫量)については、これに1.05を乗じる。(小数第2位止め、四捨五入) ※変更積算においては実際にICT施工による数量についてのみ補正するものとする。</p> $Q = 4.5 \cdot 5q \times \alpha \times E \times \beta$ <p>Q : バックホウ浚渫船1時間当たり浚渫量 (m³/h) q : バックホウバケット容積 (m³) α : 土質係数 E : 作業係数 β : 補正率 (1.05)</p> <p>5-2 単価表の補正 積算基準の「7. 単価表(5)機械運転単価表のバックホウ浚渫船」にて、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ICT建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。</p>	<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 (1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。 ・共通仮設費率補正係数 : 1.2 ・現場管理費率補正係数 : 1.1 ※小数点第3位四捨五入2位止め 上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)及び2)とし、それ以外の、ICT活用工事(河川浚渫)実施要領に示すその他の3次元計測技術(1)に類似する」技術(以外)を用いた出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。</p> <p>1) 音響測深機器を用いた出来形管理 2) 上記1)に類似する、その他の3次元計測技術を用いた出来形管理 (2) 費用計上にあたっての留意事項 1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が(1)で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。 2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。</p> <p>5. 土木工事標準積算基準書に対する補正 5-1 浚渫能力の補正 積算基準の「4. 浚渫船の運転、4-1 浚渫能力(単位時間当たり浚渫量)」の記述により算出されるQ(バックホウ浚渫船1時間当たり浚渫量)については、これに1.05を乗じる。(小数第2位止め、四捨五入) ※変更積算においては実際にICT施工による数量についてのみ補正するものとする。</p> $Q = 4.5 \cdot 5q \times \alpha \times E \times \beta$ <p>Q : バックホウ浚渫船1時間当たり浚渫量 (m³/h) q : バックホウバケット容積 (m³) α : 土質係数 E : 作業係数 β : 補正率 (1.05)</p> <p>5-2 単価表の補正 積算基準の「7. 単価表(5)機械運転単価表のバックホウ浚渫船」にて、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ICT建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。</p>
--	--

名称	規格	単位	数量	適用
----	----	----	----	----

名称	規格	単位	数量	適用
----	----	----	----	----

